

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社西村住研	代表者氏名	西村 卓也
主たる営業所の所在地	高知市中の島 2-110		
許可番号	高知県知事許可 (般-4) 第 9528 号	許可を受けている建設業の種類	建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 7 年 7 月 9 日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容	<p>建設業法第 28 条第 1 項に基づく指示</p> <ol style="list-style-type: none">今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、次の事項について必要な措置を講じること。<ol style="list-style-type: none">今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。前項各号について講じた措置(貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。		
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
	<p>有限会社西村住研及び同社取締役の西村卓也は、民間工事において生じた、労働者が屋根から地面に転落し、脊椎損傷による重傷を負った事故に関して、墜落防止措置を講じていなかったことが労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に違反するとして、高知簡易裁判所から略式命令を受けたことが判明した。</p> <p>このことは、同法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。</p>		
その他参考となる事項	—		